

～消費者注意情報～

**「靈感商法」「開運商法」にご注意ください！**  
～巧みに勧誘され、高額なスピリチュアルセミナーに申し込んでしまった！～

令和4年9月15日

**相談事例**

SNS広告をきっかけに3千円でスピリチュアルの体験セミナーに参加した。セミナーを続けられ、「自分に力が付き生活が豊かになる。」「望みが叶う。」等、運気が上がると言われ、100万円近い受講契約を結んだ。これまで2回受講したが、思っていた内容ではなかったので解約を申し出たところ、解約も返金もできないと言われた。(30歳代：女性)

**ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス****★ 人の弱みに付け込んだ勧誘に注意しましょう。**

- ・ 明るい未来を手に入れたい、自分の性格や生活を変えたい等の思いからスピリチュアルセミナーなどに通う方もいるようです。こうしたセミナーの中には、最初は無料や格安の料金で勧誘し、悩みや不安など、人の弱みに巧みに付け込んで高額なセミナー等を勧誘する場合があります、相談が寄せられています。
- ・ 高額な契約の勧誘を受けた場合は、本当に必要な契約なのか、自分で支払うことができるのか、その場で決断せずにいったんその場を離れて、慎重に検討しましょう。

**★ 出向いた先で高額な契約をした場合は、解約できる可能性があります。**

- ・ 出向いた先で勧誘を受けて、商品やサービスを契約した場合は、訪問販売（アポイントメントセールス）に該当するため、契約書交付日から8日以内ならクーリング・オフできます。
- ・ すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。
- ・ 恐怖を覚えるような勧誘を受けた場合は、警察にも情報提供してください。

東京都消費生活総合センター ☎ 03-3235-1155  
お近くの消費生活センター 局番なし ☎ 188（消費者ホットライン）